

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会会議録

平成30年11月14日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦 清人君

出席委員（15名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	星 喜美男君	
委 員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長	佐藤 仁君
副 町 長	最知 明広君
会計管理者兼出納室長	三浦 清隆君
総務課長	高橋 一清君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	岩淵 武久君
総務課主幹兼人事係長	加藤 信男君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一之君

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

午前10時00分 開会

○委員長（菅原辰雄君） おはようございます。

ただいまより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開催いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

なお、当局より町長、副町長、会計管理者兼出納室長、総務課長、総務課長補佐兼総務法令係長、総務課主幹兼人事係長、総務課主幹兼財政係長の7名が出席しております。

初めに、一言ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会は、9月6日に開催された第1回の委員会において決定された項目について、議長を通して町当局に要請し、本日の開催に至ったわけであります。各委員には、活発な質疑の中にもスムーズな委員会運営にご協力を賜りますことをお願い申し上げまして挨拶といたします。

本日の特別委員会は、前回の委員会において決定しました調査の方向性に基づきまして、事案発生までの経緯、現時点での警察・弁護士等に対する相談の進展状況等を確認するため開催するものであります。

まず、本日の会議の進め方ですが、初めに当局から配付資料に関し説明をいただいた後、各委員より質疑を受けたいと思います。その後、委員より当該事件についてさらに調査が必要であると思われる事項についてご意見を伺いたいと思います。

このように取り進めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速会議に入ります。

消防防災施設災害復旧補助事業等に係る不適切な事務処理事案についてを議題といたします。

当局に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

消防防災施設災害復旧補助事業におきましては、職員の不始末によりまして町民皆様に大変なご迷惑をおかけしておりますことを冒頭おわびを申し上げながら前回の全員協議会以降の本

件に係る進展などについて、その事案の発生までの経緯とそれから警察、弁護士等に対する相談の進展状況としてご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

お手元に配付をさせていただきました特別委員会資料をごらんいただきたいと思いますが、お開きいただきまして、1ページ目からご説明をさせていただきます。

事案の発生からでございますが、事務手続等一覧としてまとめさせていただきました。主なものでございますけれども、初めに事務の手續として行われましたのは、補助金の交付申請でございます。申請日は29年の4月11日付に行われておりました。今後申し上げますのは、いずれも実際に正規の書類によって確認をされたものを記載してございますので、あらかじめご了承お願ひいたします。

この日付で申請をいたしました内容というのが、(3)でございます。消防施設拠点施設等整備事業といたしまして、アの藤浜地区からサの田の浦地区までの全11カ所につきまして、平成29年度中に整備をするものとして申請がなされております。事業費及び補助金につきましては、記載のとおり、おおむね事業費では2,200万円、補助金では1,500万円、1件当たりの事業内容として積み上げたものとなってございます。これに対して県を通じて交付決定をいただきましたのが、4月21日でございます。消防庁のほうからは、この11件について全て認定ということで交付決定をいただきました。後ほど詳細申し上げますが、5ページに折り込みのA3判の資料がございますが、こちらの内容がその詳細となってございます。後ほどまた触れさせていただきたいと思います。この内容をもとに認定ということでございますが、その後、担当者、担当職員のほうで、4番の補助事業の「年度」がえの協議という行為を行いました。それは何かといいますと、7月7日にその照会を電子メール並びに電話をもって問い合わせをし、同月の12日に回答を県の消防課のほうからいただいております。その内容といいますのが、(4)でございます。平成30年度で予定をしておりました伊里前地区への屯所の整備について、29年度で申請をした大森地区と清水地区の事業に振りかえをさせていただけないかという問い合わせを県のほうに出しております。県は国の消防庁を介してその内容を確認し、考え方を記載されてございますが、いずれその交換についてはできませんと、交換ではありませんという指示を、回答を受けました。

それから、その後、その後といいますか、資料ではその後5番の3月23日まで飛ぶわけですが、実際はこの7月12日の回答以降、町としてはそれぞれ屯所の整備に取りかかるわけですが、結果的に伊里前地区の整備を実施したと、前回もご報告をさせていただきましたが、県のほうで振りかえはできませんという正道の回答に対して、それに従わず実施してしまった

ということがございます。

全ての事業が実施された後、5ですけれども、遅延報告を出してございます。3月23日に担当者から県のほうに遅延報告を出したということでございます。遅延報告は実際に完了したものを除いて翌年度以降に繰り越しをしなければならないものの必要手続となりますけれども、3ページをお開きいただき、ごらんいただきたいと思います。そのときに、その担当者の行った手續でございますが、庁舎内において決裁を受けた文書と県に実際に報告した内容が異なっております。

アとして記載されたものが、庁舎内において受けた決裁でございます。イと書いてある下段の分が消防庁に報告をした、県を通じて報告した内容でございます。ごらんのとおり、庁舎内では5カ所の遅延報告という伺いでありまして、下は3カ所だけの内容となっております。さらに細かくごらんいただきたいんですが、上の庁舎内決裁において津の宮と田の浦班の変更後の期日が4月27日と記載されているのがごらんいただけると思います。つまり、実際には3月に完了したと国には報告、区分される情報が庁舎内では正しく4月に繰り越しされるという内容で決裁をとっております。これは、庁舎内決裁としてはある意味現実を捉えた決裁内容となっております。

今申し上げました4月27というのは、例えば津の宮班の中の事業完了予定日の中の変更後というところをごらんいただきたいんですが、4月27となっていると思います。これが要するに庁舎内的には4月まで事業が繰り越されるという内容での決裁となります。これは現実ですので、上司とすれば正しい伺いがなされたということになります。しかし、実際の報告はしていないということあります。

それから、保呂毛、清水、館浜、この3カ所については、現実的に着手されていませんでしたので、これは繰り越しとして翌年度31年の3月29日までを工期、あるいは3……、そうですね、いずれも3月29日までを工期として変更の手續をとっております。これらは実際には着手していませんでしたけれども、いずれ繰り越しという手續がなされる。問題なのは、その庁舎内での上司への決裁と上の県の機関に対する報告を変えているということに大きな問題点がございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

6として実績報告を行っております。

まずは6の分は袖浜班の分でございますが、袖浜班は実際に整備をし、正しく完了し、3月中に完了しましたので、実績報告としては完全に完了した内容ですので、これは正しく報告を

されたということあります。

7の実績報告は袖浜以外の分の実績報告となります。

3月29日付で、これも5ページの内容で報告をしたことになるんですけれども、ここにいわゆる虚偽があったということでございます。

では、ここで5ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

詳しく書いてある分だけ、ちょっと見づらいかもしませんが、アからサまで11カ所のそれぞれ地区ごとの、申請場所ごとの実施場所やあるいは申請事業費など、それぞれ細かく書いておりますが、その表のまとめ方としては11カ所とその下に、小計の下に伊里前地区と書いておりますので、実際は全体で12カ所に係る内容としてごらんいただきたいと思います。

まず、実際に申請したのは、アからサまでの11カ所に係る申請であります。ごらんいただきたいのは、中央からちょっと右側に、全く中央あたりに竣工日という欄と、その右側に事業費という太枠で囲まれた欄がありますが、この事業費というところをごらんいただきたいと思います。事業費として1段目、アの1段目は藤浜地区ですが、事業費が2,826万3,600円とあります。その下からは、「なし」、「なし」、「なし」と書いてありますが、これは実施していないという意味ですね。実施がなかった。事業費はなかった。現実は実施しない。それとあわせて右側の「(報告)」とありますけれども、いわゆるこれが県に対して行った報告でございます。当然これは実施していないところに対して実施したという旨の記載でございます。

もう一度戻りまして、「(事実)」とあるほうの欄をごらんいただきたいんですけども、實際には行っていないところに行った旨の内容で報告された部分が5カ所あります。それ以外の實際の事業費が記載されてあるところは實際には実施いたしました、その内数として実績報告を出しているという状況でございます。いわゆるこれらが現実と合っていない虚偽の報告ということで、前回もご報告をさせていただきましたが、こういった手続がどういった理由でこのように行われたのかということは、本人の記憶の中では説明できないというような状況でございまして、その後、発覚する、発覚といいますか、わかったんですけども、本人には体調を冒すような病的なものがあったということで現在も治療を開始しておりますけれども、そういった病的なものに起因するものなのか、何か別途理由があったのかについては申しわけありませんが、把握することはできません。ただ、事実としてはこういった現実にそぐわない報告を行ったということの確認はなお詳細確認をさせていただきました。

8番に戻らせていただきます。4ページの8番ですね。

確定通知でございますが、この内容に基づきまして3月30日に県から確定の通知をいただき

ます。

さらに、3月30日、9番のもう一つの実績報告に基づく確定通知を受けます。この8番、9番の確定通知に基づきまして、4月27日付で国からの補助金6,761万6,000円を受領するということでございます。結果的にこれらは、不適正な補助金ということでの受領でございましたので、前回もご報告をさせていただいたところではございますが、町の予算によりまして、国への補助金の返還を行いました。

5ページをもう一度お開きいただきまして、最下段のところに返還額について記載をさせていただきましたが、平成29年度消防防災施設災害復旧費補助金の交付決定の一部取り消しということで、①返還額5,493万円、これにつきましては、既に交付を受けた全額から新たに交付を正しく受ける部分、つまり正しく行われた部分であります袖浜分の補助金を差し引いた分を返還という措置でございます。これに加えまして、②の加算金ということで、140万715円を加算した上で国のように全額返還をいたしました。加算金の計算につきましては、ごらんのような計算式でございます。返還額に対して年額10.95%の85日相当分を返還という内容でございます。これにつきましては、実際に交付を受けた日から返還までの日にちを実際に算出したもので返還させていただきました。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

項目的にこれまでの経過を記させていただいた資料でございます。

6月28日までは前回の全員協議会において報告させていただいた内容でございますので、それ以降申し上げますと、6月29日に専決処分をさせていただき、国への返還予算を調製させていただきました。7月2日、消防庁に対するてんまつ書の提出。7月5日、第3回の懲戒処分審査会、そして7月6日付で実際の懲戒処分を行いました。懲戒処分につきましては、実際に当事者となります担当職員につきましては3ヶ月の停職処分、それから、その上司の職員につきましては懲戒処分として戒告処分を行っております。7月20日付で国から、国のいわゆる返還金の請求手続が調ったということで、請求をいただき、発覚後最速で返還をする努力をいたしました、この7月20日付で返還をいたしました。

それから、7ページ以降につきましては、前回全員協議会のほうで提出をさせていただきました資料を参考にさせていただきましたので、ご参照をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 当局からの説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。なお、質疑に関しましては、ただいまの説明に対して質疑をお願いいたします。後藤伸太郎委

員。

○後藤伸太郎委員 最初に雑感といいますか、個人的に今改めてその経緯ご説明いただきましたが、やっぱり何というんでしょうね、内臓の奥のほうがざわざわするといいますか、どういう表現が適切かわかりませんが、聞くにたえないといいますか、不適正な事務処理という一言であらわすにはちょっと余りにもでたらめな内容だったなというのがやっぱりちょっとつい口にせざるを得ない内容なのではないかなというのが正直な感想です。それはそれとして。

何点かちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、私のほうからは、やはりこの内容、補助金は返還いたしましたし、では、この先のこと、今後一体どうなっていくんでしょうかということを中心にお伺いしたいと思うんですけれども、この消防施設の整備事業、屯所ですね、という事業は、今回アからサまで、それと伊里前ということで、資料報告にはありましたけれども、これ以外にもあるわけです。これはやっぱり災害復旧ですので、平成32年度、もしくは31年度までに復興庁があるうちに何とか終わらせましょうということは、復興事業は10年以内で完遂させるんだということを先日の定例議会でも町長力強く発言されておられましたということは、今回のこの事務処理の影響を受けてさらなるしわ寄せが今後発生し得るのではないかというふうに思います。要は3事業に関しては遅延ということで承認をいただいて、次の年度に繰り越しているわけですし、繰り越した事業もやらなければいけないし、もともと30年度、31年度、32年度にやる予定だった屯所整備も同時にやらなければいけないということになると、これはやっぱり職員の皆さんとの仕事量、地元との調整に費やす時間というのは目に見えてふえていくということは明らかだろうと思いますので、その今回のこの事案が責任とて終わって、一段落つきましたという話ではなくて、実は問題というのはこの先に待っているんじゃないかなと思うんですけれども、それは担当課としてどういう体制をとって、また同じようなことが起きないようにどうするのかという所管をまずお伺いしたいということと、町長としてはそういった今回の事例がこの先に及ぼす影響をどう捉えて、そこに対してはどのような防止策をとっているのかということをお伺いしたいと思います。まずこれが1点目です。

それから、先ほど委員長の最初のお話でもありましたが、弁護士の方、または警察との協議を行っているというお話をありました。そこについての報告は先ほどの説明の中ではなかったと、弁護士の方にはこの年月日に相談をしましたということは載っておりますが、その後果たしてどうなったのかという説明が全くなかったんですけども、これはなぜ隠す必要があるんでしょうか。説明を願いたいと思います。

それから、5ページですね、その一覧、数字がずらっと出ておりますけれども、改めてその

7,500万円を超える町の財政への損害があったと思われるという報告です。一般の町民の皆さん、真面目に町税を納めている、住民税を納めている皆さんからすれば、なぜそれを一般財源から払わなければいけないのだと、これは至極当然の感情だろうと思います。となれば、やはりどなたかが弁償するのか、そこに対しての損害をどう補填していくのかという話もこれは当然出てくると思いますよ。ただ、今のご説明の中ではそれについても触れられていなかったように、私が聞き漏らしただけなら大変恐縮ですけれども、なかつたように思いますので、町民にとって非常に知りたい情報だと思います。弁償する必要とかないんですかということをお伺いします。

その3点ともう一つ、先ほどの1点目と少し重なる部分がありますが、補助金は返還いたしました。ただ、補助金を返還した事業においてもこれはやはり施設整備していかなければいけません。ということは当然、また国に対して補助をお願いしますということになっていくんだろうと思いますが、今回補助金を返還せざるを得なかつた事業の今後の進捗、今進んでいるのであればそこの進捗、進んでいないのであればどう対応していくのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 大変失礼しました。私の原稿の中で本日のこの会議の中でご質問を受けながら全て弁護士、警察、弁償の件もお答えしていくつもりでの冒頭のせりふを書いてしまったので、隠すつもりは一切ございませんで、これから全てご質問の中で明らかに答弁させていただければと、できる部分はですね、させていただければと思います。よろしくお願いします。

まず、事業の今後ということで、今回ご質問がもしこの今回の消防施設に係る分について、今後差し支えるものがないのかということであればないように進んでおります。というのは、繰り越しすべきものは全て国に対して繰り越しの手続がなされたと、その後ですね、ちゃんと報告をしておりますので、県、それから国に対しても今後の事業に影響が出ることがないかどうかとも言葉として確認をさせていただきながら、丁重にそこはおわびすべきところはおわびを申し上げながら手続を踏んでまいっております。最終的には消防庁に対してもきちつとそこはおわびをすべきだろうということで、11月8日に町長と私の方でご挨拶に伺って、しっかりとその辺の事情、経過などをお話をさせていただいて、今後に影響のないことの確認をしてまいりました。

それから、弁護士、警察の関係でございます。

まず、警察の関係からお答えをさせていただきたいと思います。

警察につきましては、それこそ弁護士に相談した際に、その後の展開がどうなるかわからぬので、まずは相談はしっかり警察のほうにすべきですというアドバイスを受けて、相談をさせていただきました。その後、内容が明らかになってまいりまして、警察に対しましてもそういった情報提供をさせていただいた上で補助金の適正化に関する法律というものや、あるいは刑法との関係性について確認を進めてまいったところであります。内容について警察ともそれぞれ詰めてまいりましたのが、弁護士のほうともその情報を共有した上で、その後どのような手続をとるべきかということで、相談をしてまいりましたけれども、結果的に私的にその資金が利用されたとか、悪意をもって自分の利益のためにというようなことが動機として明確には確認できておりませんし、また、最終的には懲戒処分を受け、本人自身の意思で退職ということで、社会的な制裁も受けたということから刑事の訴えそのものは求める必要まではないだらうというアドバイスを受けながらそういった判断をいたしたところでございます。

刑事のほうにつきましては、そういう考え方でございますけれども、民事の問題につきましては全く別個に存在いたします。これにつきましては、しっかり考え方を詰めていかないことは解決に至りませんので、そこを今なお弁護士と相談を進めていると、検討を進めているというような状況でございます。したがって、当然その損害額に対する弁償という考え方で弁護士と相談を進めているということでございますので、よろしくお願ひします。

補助金を実際に返還した部分のそれぞれの事業ですが、改めて私担当に今なったものですから、総務課の中でそういう一つ一つを現場の事情を確認しながら急ピッチで整備を進めているところであります。繰り越しした事業についてもいずれも土地の確保が課題になっておくれてきていたものですので、用地の確保ということからまず進めて条件が成立したところから逐一整備を進めています。具体に申しますと、繰り越したうちの清水と保呂毛の分について29年度からの繰り越しということになっておりますので、これはもう条件が整いましたので年度内に完成いたします。館浜の分だけは当初より地域内での班の編成の仕方が決着、決着といいますか、地域内での考え方が整い切れていませんので、これはちょっと時間がかかるだろうということで、32年度に繰り越す考え方でございます。それ以外の全く着手されていない土地の部分もございましたので、これについては31年度以降に整備をきちんと進めてまいります。

以上、そういう進捗状況でございます。（「あと町長」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） 町長。町長の今後、遅延した分で仕事量がふえるとかそういうことについての考え方方が質問としてありますので、町長。

○町長（佐藤 仁君）　冒頭に改めて大変議員の皆さん、あるいは町民の皆様方に対してご迷惑をおかけしましたことをおわびを申し上げさせていただきたいと思います。

経緯、経過等につきましては、総務課長のほうからるる説明をさせていただきました。明らかに事務的な本当に単純ミスと言っても過言ではないというふうに思ってございまして、そこがこういうふうな大きな問題になったということで、組織として大いに反省をすべきという認識をしてございますし、今後こういった問題これまでございましたが、こういった問題を起こすことのないように組織内の規範、規律、そういったものをしっかりとしていくかなければいけないというふうに改めて認識をしてございます。

○委員長（菅原辰雄君）　後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員　まず1点目ですね。一番心配しております今後どうするんですかということについては、影響がないように進めるつもりというか、進んでいるというお答えでしたので、それについてはまあ解決したと、解決したといいますか、心配ないですというお答えだったと思います。もう一度確認します。それでいいんですね。はい。

2点目ですね。2点目。各関係機関との協議ということで、今お話の中で明らかになったことは、刑事責任は問えないだろうと、問わないということは決めましたということですね。ただ、民事はありますので、これについては検討中であるというお話でした。ただ、その時系列せっかく並べていただきましたので、補助金の返還したの7月ですよね。今11月です。それいろいろ何でいうんでしょうね、個人的な事情であるとか、デリケートな問題を含んでいると思いますので軽々には言えないかもしれません、ただやはり外から見ていると、我々議会の目から見ますと、いつまで検討するのという話ですよ。検討中、検討中で待っているうちに、こちらが受け身でいるうちにいつの間にか処分は決まっていて、何かいつの間にか問題は解決していましたということになってしまふのであれば特別委員会設置した意味もありませんし、議会として何やっているのという話になりますので、検討中ということは言えること、言えないことというのはもちろんあるんでしょうけれども、町としての基本的な考え方、どこまでどう損害額を補填していくお考えなのかということぐらいは聞いてもいいのかなと思うんですけども、具体的に金額は示していただきたいですけれども、私は。示せないのであれば、割合でも何でもいいですが、こういうふうな町は考えですということをぜひ示していただきたいと思います。

この後の事業の進捗は問題ないですよというお話ではありましたけれども、補助金を返還してやっていないのにやったと言った事業に関しては、平成31年度以降に整備するというお話で

したよね。そうなると、要はまた締め切りがあるわけですよ。今回も29年度で何とか終わらせたくて、というか終わったことにしたくて終わりましたと言っちゃったわけじゃないですか。きっと。ということは、その仕事が丸々残ったまま平成31年、復興予算が切れるかもしれない、平成32年、復興庁がなくなりますという明らかに時限、導火線のなくなるというのが見えてきてしまえばこれはまた同じように駆け込みでやれ急げ、やれつくれということになってしまいかねないのではないかと思います。それについては、先ほど影響がないように進んでいるというお話をしたが、本当にそうですかというのはちょっとなかなか我々の目からすると信憑性がないといいますか、またこのまま予定どおり進めばいいですよ。また何かどこかで例えば自然災害が起きる、もしくは国の予算のあり方が変わる、そういうイレギュラーな事案が起ってしまった場合にもう対応できないんじゃないかなと心配してしまうんですけれども、そこについてはどうのように事業を完遂させる手立てを構築しておられるのかということをお伺いしたい。頑張りますでは、それは頑張ってもらうのは当たり前なので、頑張るためにこうしました、こうしますという話を伺いたい、示していただきたいと思います。

この後、再発防止策も私はちょっと不十分な部分があるんじゃないかなとも思うんですが、分限懲戒審査会を開いていただきて、そこでの懲戒処分ということがありました。この問題だけではなくて、ずっとここ数年問題が続いていることもありますし、やっぱり影響額は非常に大きいという問題ですので、そこについても少しメスを入れるといいますか、組織をもうちょっと生まれ変わらせるために何かやっぱり手立てが必要なのではないかなと思いますが、町長、副町長、お考えのことがあればお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 損害賠償の手続について、手續といいますか、進めぐあいがということですけれども、いたずらに時間を延ばすというつもりもありませんし、それから曖昧に請求を歪曲するようなことも全くもちろん考えておりません。本来町が損害を受けたものをどのようにして損害賠償として手続をできるのかというところは、実は国家賠償法と言われる我々が通常行政の中で扱う法律ではこれは請求が成り立たないということは確認しております。残る手段としては民法しかないと、民法という場合には民間の会社が同様の損害が発生した場合にどのように処理されるかという事例が一般的にたくさんあることは確かです。しかし、その扱いを見ますと、非常に我々一般に行政の法律の中で働く人間の解釈ではとても事例がさまざまですので、とても判断がつきません。というのは、単純に全額請求して全額が認められるというものには民法上は事例としてなっておりませんで、そもそもその会社の責任でありますと

か、教育がどのようなだったのかとか、労働環境がどうだったのかとか、責任の分担、あるいは当初からそういういた死力のない職員にそういう大きな仕事をさせることの考え方とか、さまざまな要件を入れての取り扱いになっているようでございますので、ここは先方も含めて法律の専門家同士の中できっちり話し合いをして、適正に請求額というものを決めていくべきなんだろうということですので、これはどうしても法律事務所の先生のご都合などに応じて時間を要しているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

事業のほうでございますけれども、私も直接事業を一つ一つを確認いたしました。どういう今状況になっていて、これからどのように事業を進めるのが最も効率的なのかということで確認をいたしました。一つ一つの地域地域にはまだ震災後の新しい消防組織の体制、あり方、いろいろ課題がございまして、例えば町なかに住んでいた方が今入谷地区に移られて、それでもとの住まいのところの消防団に所属したまま活動をすると、そうであれば続けられるけれども、新しいところで新しいメンバーの団員になっての活動となるとやりにくいとか、そういうお一人お一人のご都合の中で、班の再編が優先すべき班の再編のほうがさまざま苦慮しながら今新しい一步を踏み出したばかりでございます。ですので、新しい屯所の整備位置につきましても新しい区長さんや消防団の方々にもしっかりとご納得のいくところでつくっていかないと行政の都合でやみくもに時間だけでやっていくことは後々の実際の運用で今度は課題をつくってしまうということも見ておりますので、しっかりとそういった課題の内容を捉まえて、その上で復興年限の間に確実につくっていく手立てを今一つ一つ積み上げておりますので、ここは始まれば順調に流れ出すと思っておりますので、始まればというのは、いわゆる決定し出せばですね、各地区ごとの判断が今投げかけているものに対して答えが出始まれば一斉に工事が進められるだろうというふうに思っております。ですので、しっかりとそこは着実に進められるというような思いで考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご質問ですが、残念ながらこうすれば全てのいわゆる事件、事故が防げるという特効薬は残念ながらございません。ご案内のとおり、組織というのは個と個の積み重ねでございます。一番大事なのは、その個の意識をどう変えていくかということだろうと思っておりまして、これまでもこの問題を受けまして講師として弁護士の先生を踏まえて全職員がそういった規律規範ということについていかに公務員として大事であるかということについての講習等を開催をしてございますが、いずれそういった個々の意識改革ということについてしっかりと我々も意を用いて取り組んでいかなければならぬと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 確認したかったことは大体確認できたかなと思いますが、賠償云々に関しては具体的に町の基本的な方針はどうなんですかということを聞きたかったんですが、それは言えないということのようですので、言わないということは。ただ、検討していると、賠償してもらうつもりでいるよということでしょう。着手しているということは。それで間違っていたら答弁をお願いします。

もう一つは、今後の体制どうしますかといった話のときに先般の9月の定例議会の中で組織体制を変えましたね。なので、危機管理課を総務課の下に入れたこと、下というか、総務課の中に一緒にしたことでそこに対する対応速度も上がるし、お互いの事業の進捗がスムーズになるよという答えがでっきりあるのかなと思いましたら、それは全くないようですので、では何のために総務課統合したのかという話になるんですけども、そういった面があつてほしいなど私は思いますので、この後、31年、32年度の先ほども言いましたけれども、お尻が見えてくればくるほどお互いの職員の皆さんのがんばりみたいなものが生まれてしまふのではないかと思いますので、総務課一丸となってそこに対して当たつていただく以外ないんだろうと思いませんから、どうかそこをしっかりと後ろにいらっしゃる課長しかしゃべりませんからあれですけれども、後ろにいらっしゃる皆さんもぜひその思いを持っていただきたいなと思います。そこについて何かあればお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明広君） それでは、ちょっと補足をさせていただきたいんですが、基本的に今回虚偽の報告をして損害を発生させたという観点からすれば、担当者本人が民法上の責務を負わなければならないということは確かだと思いますので、ご家族をお呼びして私のほうから損害賠償をさせていただくような準備をしておりますということを私の口から直接申し上げております。ご家族の方からは、まだそれに対して具体的なお話はまだ伺っておりませんが、基本的にはそういう方向で今進んでいると、ただ、詳細の金額とか、あるいは方法、そういう部分については先ほど総務課長が申し上げたとおり具体を申し上げるまでには至っていないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 総務課での取り組みはおっしゃるとおり、新しい組織になりますて、ほかの係も含めて問題共有しまして全員体制でとにかく進めようという取り組みをしていますので、実際の災害初動も含めて相当強化されたものと思っておりますし、それから先ほど

申し上げました課題、それぞれの班ごとの課題を踏まえて最速で整備できるように進めてまいります。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

前者のほうからお伺いしたことで大分理解はしましたけれども、もう少し残っている部分で最後副町長のほうから本人に民事上の責任は本人に支払いしてもらうように話しているというお言葉でした。そこで、この内容を見ますと、最終的には本人の責任というふうになったようなんですけれども、そこに行き着くまで本人がどうしてこういうことになったか原因がわからぬといいうご説明でしたけれども、そこに行き着くまでに何があったのかということをほかに考えられなかったのか、あったのか、その一つの例といたしまして、この一覧表の中に事業費の補助金の申請額、交付決定額、全て同じです。ということは、同じ規模のものを、面積のものをつくるんだと私は解釈いたします。しかし、この中で事業費の実績といたしまして、事業費の報告といたしましては、皆それぞれ違うんです。もし仮にこれが同じ面積であれば同じ額になるのが当然だと思うんですけども、なぜこのように報告が皆違っているか、本人でしかわからないと言えばそれまでなんですけれども、こういうふうな何ていいますかね、それぞれ違う額ということは、その設計に基づいた基礎データがあったからこういう積み上げにしたのか。普通ですと、給付型ですと実績に基づいて何%と出てくるんですけども、こういう建設のものといえば面積が決まっていれば当然最後まで同じ額でいくと思うんです。そういうことがなぜ起きているのか。そしてまた、6年勤めた、入社して6年たった人にこういう大きな仕事を任せて1人の人に任せていてよかったのか。また、当初課の設置、町長の肝いりでこの危機管理ができたということなんですけれども、当初の職員数と現在のこの事故があるまでの職員数は減っております。そうした中で、1人の人に与えられる仕事が過重だったのか、そういうところがどのような判断になったのかお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 金額がどのような考え方で積み上げられたかはおっしゃるとおりわからないです。まさに制度の中で可能な範囲の中で担当者が考えてつくったものとしか思えないんですけども、根拠という部分が例えば今おっしゃるように、積算をして、例えばその土地のどの場所にどういった形で配置する計画をつくって、それを実際に設計するとこれぐらいの金額になりますという申請をする補助事業の形態もありますけれども、この災害復旧事業の場合は、もともとあった施設が大体同じような規模のものだったとすると、国のほうではおお

むねその積み上げ、それが1つくるのにどのぐらいかかるかというのに合わせて、あとは何カ所つくるかの掛け算で補助金が認められるという非常に補助金の外枠そのものは本当に概括的に決めて承認を受けることができるために、おっしゃるような詳細の手続というのがないんですね。ということがありまして、こういった承認がされているんですけども、なぜという部分をさらに聞かれましてもなかなかそこはわからない。

それから、人員の部分につきましては、前回の全員協議会でも少し申し上げましたが、休んでいる職員もあったり、あるいは直前に退職する職員もあったりということで、残っている職員に負担がかかる環境であったことは否めないと私は思いますけれども、それも全く計画性がないということでもなくして、臨時職員を補充したり、あるいはその状況にどう対応できるかということでも人事側としては面談したりしながらできる対応を精いっぱいとつてもうということでもあります。職員への負担の状況については、申すまでもなくこの災害の後の業務の状況は全く正常とは言えないほどの重圧の中でやっておりますので、その部署だけの大変さということではなくて、全体に大変なんだという認識の中で事故を起こさないように人事側としても注意を払って管理をしているというような状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの実績報告の金額が変わったというのはわからないということでした。本人一人に仕事を任せておいたということもあるかと思うんです。最後こうなると、みんなそういう忙しい中でやっているから危機管理だけではないというお話のようですが、本人は自分でもどうしようもなく上司にも言えなかつた、そういう課だったのかなと思えば、コミュニケーションに欠けた課だったのかなと、なぜ上司に言えなかつたのか、抱え込んだという、そこに組織としてのあり方、それにも問題があったのではないかと思います。ですから、これをこのまままた次に前者も申し上げましたように、これを二度と起こさないためにはどうしたらいいかということ、先ほどの答弁にもありましたけれども、そこにもっとコミュニケーションというのも入れながらお互いに上司、部下、連携して何でも話し合って相談していく、1人では1人の仕事しかできないけれども、2人集まれば3人分の仕事も可能かと思われますので、そこはお互いに自分の仕事と違うからそれはできないよではなくて、やっぱりお互いフォローし合う、そういうことが大事だと思われますので、こういうことを二度と起こさないためにも課の、課というか、仲間、先輩、同僚、そういうものの人としてつながりを大切にして、そしてチームワークでやっていくのがベストでなかろうかなと思われます。こういうことを無駄にしないでこれを踏まえて行政の仕事に携わっていただきたいと思います。

ますけれども。

もう一つお伺いしたいのは、伊里前の再編で2カ所あったのが1カ所ということなんですが、それは地元との再編は私も認識不足のところがありましたけれども、伊里前に2つあったのが1班になって、伊里前団地もできましたけれども、舟沢、下のほうの舟沢のほうにも大きい団地がありますし、先ほどの説明ですと1カ所にしたというんですけれども、それは地元の消防の人たちと十分話し合ったことなのか、今後1カ所で終わっていますけれども、1カ所で済ますのか、その辺あわせてお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） コミュニケーションの問題ご指摘いただきましたけれども、私もそこを心配いたしまして、上司だった者たちに確認したんですけども、プライベートも含めてかなり本人とのコミュニケーション相当努力していたつもりだったと、仕事の部分でこういった内容についてまさかというような状況で、途中においてその質問をしたりということも、あるいは決裁の中でもそういった部分の見落としがなかったかということで改めて見たりもしたようですが、全く100%できていたとは言えませんけれども、入り口での予算の管理やそういうことからすれば発覚できたということもあるかとは思うんですけども、著しくコミュニケーションが欠落していたかと言えばそうとも言えない状態を確認してございます。ただ、議員おっしゃるとおり、これは本当にここだけの問題ではなくて、組織全体の大きな問題でもあるということを考えておりますので、職員の人材育成や研修、組織内の研修ということには意を用いていきたいと思っております。再発防止としてこの前皆様にお約束した部分として、階層別職員研修というのも実施しております。課長職、管理職につきましては、8月22日に弁護士を入れて講師として研修を行っております。それから主事、主査級につきましても8月30日に公務員倫理を主眼とした研修会を実施いたしました。この後課長補佐、係長級についても予定しているところであります。それらも入れてさらには定期的な課内会議やコミュニケーションを向上させるような努力ということはなお一層努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。（「伊里前の」の声あり）伊里前。

伊里前につきましては、そうです、地区等の話し合いの中で2カ所相当分を1カ所にということで話が進んで、したがって規模も大きいものが整備されたということあります。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 この事件後、いろいろ研修会をしているようですけれども、実施することはいいんですけども、それぞれの個人の受けとめ方、皆十人十色でございます。襟を正して今後

こういうことは絶対起きてはならないという、そういう一人一人がそういう気持ちで仕事に臨んでいくのはもちろんですけれども、これがあったからやるのでなくて、やはりこういうことは毎年続けてやっていただきたい。1回やったからそれで済むのではなくて、やっぱり振り返ることというのも大事だと思うんです。自分たちが選ばれて公務員になって、自信を持って仕事をしていただきたいと思います。

それから、6年たって、6年目の方だったようですが、そういう方にこういう実績報告数多くの実績報告を与えていていいのかという問題に対しては答弁をいただいているだけでも、そのような人たちがほかにもいるのか、もちろん上司の決裁というのは必要ですが、単独でそういう実績報告を持っている職員がそのほかにもいるのかお答え願います。

○委員長（菅原辰雄君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変仕事が個人に集中したのではないかというご質問でございますが、基本的に私は決してそうではないと、この件に関してはですよ、そうではないと思っているのは、実は多分資料の5ページをごらんいただくとわかるんですが、袖浜がしっかりと完成しているんですよ。これ申請書類も完璧、全て完璧にやっている。これが第1号でやっている。残りの仕事はほぼこれと同様の内容のものを書けばいいわけですよ。そんな難しい仕事ではないと私は思っています。ですから、第1号でこのように完璧にやった関係上、上司のほうも最初のやった仕事が完璧だったので、次の、大体内容は皆同じですから、ですから、あとは同じようにやればそれで全て大丈夫、うまくいくだろうという認識があったということは多分間違いなくあるんだろうなというふうに思っております。ですから、したがいまして、1人の人にそれほどこの問題について過剰になったかというと、私は決してそうではないと思っております。

それともう一つは、私、県の総務部におわびに行った際にお話ししたのは、やっぱりどちらかというと若い世代の方々に多いのは、ホウレンソウをしないという、いわゆる報告、連絡、相談をしないという世代が若い世代でふえてきたという、それはうちの町だけではなくて、さまざまな組織の中でそういう世代といいますか、いわゆる個に入ってしまうという、そういういわゆる何ていうのかな、人間性というか、そういうのがすごくふえてきたというお話をしてございましたし、そういう意味におきましてはやっぱり自分の殻に閉じこもるのではなくて、どのようにみんなとうまくコミュニケーションをとれるのかということ、例えばコミュニケーションをとろう、とろうと今言っているんですが、どのように、とれるような人を、殻を打ち破るような、そういうこともやっていかないとただ単にこちら側だけコミュニケーションをとりましょう、とりましょうということだけではなかなかこの問題は解決しないというふうに私

は思っております。

○委員長（菅原辰雄君）ほかに。

では、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長（菅原辰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今回の問題に関して6月8日に執行部より議会のほうに説明ありました。それからきょうの11月14日まで何の連絡もないままで、最終的には問題が決着したかのような役場執行部としてですね、何かそういう形に私は見えるので、とりあえずいろいろな疑問とすごく執行部に対して怒りで今いっぱいです。そういった中で、10問ぐらい質問あるんですけれども、3間にまとめていろいろ聞きますので、簡略的でいいですから、その辺を教えてください。

私が特別委員会の中で話したのは、ここに至るまでの危機管理課の体制がどんなふうに課長を含め休み、その後、どういった状況が危機管理課にあったのかということを知ることによって職員がなぜこんな問題に発生したかということの要因が私はわかつてくると思うんです。

今、時系列の中で、どういった形で進んでいったかということが総務課長から説明受けましたが、その申請から受理されて出納室に入ってきたと、その経緯のその前の段階の危機管理課の体制の状況を教えてください。

あとは、ちょっと余りにもいっぱいあったので、ちょっと私も質問するのにちょっと未熟な点もありますが、ちょっといろいろ質問を重ねていきたいと思います。今知っているところからちょっと質問していきたいと思います。

1カ月半ぐらい前ですかね、ちょっと総務課のほうに行き、総務課長のほうから事情はどうなんだということを私も個人的な調査として聞きに行きました。そして今、総務課長が説明した弁護士とか、あと刑事とか、その辺の話を聞きました。前半に説明された大体内容の部分を事前に私は自分なりに調査して、ある程度は納得したんですが、その後の経緯というのが臨時議会があって、町長が30%3カ月、副町長が15%3カ月、そして職員の3カ月の停職、その中で私が町のほうに言ったのは、その職員が3カ月停職した期間の中で戻せるものなら早く戻し

てこの問題を早く解決してほしいというような要望を町長のほうに向けました。そしたら、その結果が3ヵ月後の停職後に本人が辞表を出したと、この辞表に関しては総務課長、そして町長、預かりではなくて即決で受理したのか、その辺お聞かせください。

あと、先ほどの副町長の民事のほうの損害賠償請求、今後は本人と家族に説明するんだと言いましたが、総務課長の説明ですとそのときのその当該職員の状況というのは何をしたかわからないと、とりあえず記憶がないと、そういう状況というのは精神混乱の状況で病的な部分にあった人に果たして民事損害請求ができるのか。その辺多分副町長わかっていると思いますので、その辺お聞かせください。

あと、この問題が発覚して、出納室にお金が入ってきたと思うんですけども、そのときにすぐ想定にない、予定にないお金が振り込まれたということがわかった時点で総務課長、町長にこのお金どうなんだろう、どうしましょうというようなことが出納室の中で行われなかつたのか、その辺が私は疑問で、結構そこから何日かたつていろんな役場の中で問題を解いていつてここまで来たという経緯が大体半月の間に起ったということだと思いますので、その辺でわかつていればすぐにでも県のほうに、そして国のほうにこういった形で想定にないお金が入っていますよと、これって何ですか、何があったんですかみたいな形の問い合わせをすることによって迅速な町長、総務課長、そして出納室長の動きがあれば、この問題は議会にも示すことなく未然に私はおさめることができたなと思います。即決で入ったお金をすぐ返すと、これこういう事情でと、そういうところができたのではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

そして、その問題に関しても総務課長ともいろいろ聞いたんですが、先ほど町長も話したんですが、個々の問題というような、個と個の問題なので、その中のことは最終的にはわからぬみたいなことと私は理解しましたが、個と個であってもそれをまとめ上げていくのが各課の課長だったりとか、やっぱり町長の責任だと私は思います。個と個と割り切っているから、これまで多くの問題があったときに他人のせいにするような考えが私は町の執行部の中に私はあると思うんです。とりあえず行政にとってまずいことを早く片づけようということが今回の議会の特別委員会も開かないままでここまで来て、最終的にこういった形で終わったので、あとは消防屯所の建設を蕭々と行っていくと、そういう感じの説明だと思うんですよ。確かに震災復興で大変なのはわかります。そういう中でも問題が起きたら即解決して次の方向に進む、一步一歩というのが町の考え方、これは正しいと思いますけれども、中途半端に解決することによってまた問題が起きるということを私は懸念しています。

そして、今回、きょう始まる前までいろんな話も聞きました。そして、当該関係の方からも話を聞くと、その年度末、これを申請する時期というのは12時に帰ってくるのが普通だったと、それで過剰なまでの仕事をしていないかと言ったら、これは町の認識として間違った認識だと思います。そして、先ほど質問したその当時の危機管理課の状況というはどうだったかということ、そこにもかかわってくると思うんですよ。最終的には課長が病休だったりして、結局そのときの、この方はあくまでも主事なので、その下に課長補佐がいたと思うんです。その人たちのかかわりもあるし、決裁なくして私はいかないと思うんですけども、決裁は何か先ほどの説明ですととてあると、そしたらその時点でこの問題の異常性というのはその時点で気づかなかったのかと、私は不思議だと思います。例えば、今、危機管理課は総務課長が担当で当たっていますけれども、この危機管理課長がいなくなつた場合に、総務課長が直結してお金の問題だから當時かかわっていくのが当然だと思うんですけども、この危機管理課長がいなくなつた後でのその担当の責任者は総務課長なんでしょうか。とりあえずその辺、6点、7点ぐらい1問目の質問として聞きましたが、その辺答えられる範囲で教えてください。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません、ポイントを捉え切れない部分もありましたので、わかる部分でお答えをしたいと思います。

まず、1点目の申請前の体制ということですけれども、補助金の申請前といいますと、29年4月ということになりますけれども、この時点でき大きな異変的なものは特にはなかつたかと思います。当時は危機管理調整監1名、係長1名、課員が3名の6名体制でした。ということであります。

それから、停職処分でございますが、3カ月の期間となっておりますが、こちらからは停職の処分でございますので、あくまでも、ただそれ以外のことについても本人にも、それ以外というのは議会を含めて町として置かれている民事上の問題でありますとか、という部分につきましては、やはり正しく情報はお伝えしてはおりますけれども、それだけの情報提供、情報提供といいますか、こちらからはとにかく処分については動かないものでありますので、停職ということでしたけれども、ご本人がさまざま考えて将来を考えた判断ということで退職願をお持ちになったと、それを受理したということであります。

病的な状況にあった人に対して請求できるのかというご質問でございますが、ここはそれが直接業務にどれだけ影響があるって、請求できる、できないという部分についてはなかなか我々が判断し切れるものではありませんけれども、弁護士などにもそういう実態の状況はお伝え

した上で判断していくことになろうと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 出納業務の関係で予定外の収入があったんだろうからその段階で気づかなかつたのかという観点のご質問だと思いますけれども、委員ご承知のとおり、予算的には全体で消防防災施設災害復旧補助金として全施設、屯所と、あとはポンプ等の補助金が一括して予算計上されております。先ほどの資料の4ページに補助金の受領が30年4月27日と記載されていたと思うんですけども、その段階で入ってくるのは会計管理者のいわゆる公金口座、これには税金から各特別会計も全部一括で入ってまいります。ただ、その段階で何が入ってきたのかわかりませんので、当然事前に各所管課からはいわゆる調定伝票として収入に記載がされたものが流れています。実際問題として、入ってきたのが、調定伝票起こしたのが30年の3月27日ですから、1カ月前に調定伝票は来ておりました。実際に収入が入ってきたのが4月27日ですが、この段階では公金口座ですから、そこから調定伝票と照らし合わせて、いわゆる一般会計の口座はまた別にありますので、そちらに振りかえる作業を行います。その実際振りかえたのが5月8日でございます。当然出納室では調定伝票とイコールの金額が入ってまいりましたので、そのままストレートに一般会計のほうに収納させたと、これで29年度の決算を閉めたということでございますので、物理的に余剰な財源が入ってきたかどうかかも含めまして、それを確認することは出納室では不可能でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それから、その後のご質問で決裁の中で気づかなかつたのかというご質問がありましたけれども、本日配付させていただいたこの資料で先ほど3ページでも申し上げましたが、内部で決裁をとった内容と実際に県に報告を出した内容を差しかえるといいますか、すりかえるという行為は全くやってはいけないことありますし、それをされても上司たりとも何とも気づきようがないという状況があったということです。それ以外でも年間予算の全ての管理は上司の責任の中でという考え方からすれば、もちろん全く責任が上司には問えないということにはなりませんけれども、責任はあるということにはなりますけれども、そのときそのときの手続において、そういうやり方、いわゆる決裁はとつておきながら、正しくとつておきながら県に報告する段階で虚偽の書類を出すとされては恐らく気づきようがないのではないでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今の総務課長の決裁、先ほども説明の中で本人が決裁をとるための書類と最終

的に県にメールで添付した内容が違っていたと、これを判断するのは、判断というか、それを見抜けるわけはないと、まして本人が勝手に送っているわけだから、そういった内容の説明だと思うんですが、一番最初に総務課長が説明した3月当時の危機管理課の現状というのは、課長は休んでいたんですか。結局体調不良か何かで。そして、そのときの係長の存在はどうだったんですか。そこと関係してきて、そのときの最終的な決裁、部下から上がってきた書類の確認というのは誰がなさったんですか。その辺お聞かせください。

あとは、出納室長のそのお金の流れ、確かにわかりました。今、復興交付金で膨大なお金が入ってきているので、それを伝票と照らし合わせてこの分がというのがなかなかそれをわかるまでやっぱり1週間、2週間とか長い期間かかるし、あと年度末の決済とか、そういった部分もあったので、多分そういった内容が多忙でなかなかすぐは気づかないものだったと、そしてそのときにそれが発覚したときの町の動きというのはどういった感じだったんですか。本人を問い合わせたのか、それともすぐに県のほうに、そして国の方の消防担当、そっちのほうに連絡してこの予算来たんですけども、これに関しては町のほうで調べたらば職員が間違ってミスしてやりましたというような方向の説明をすれば何でこうなったかということを県とか国の方で調べるような状況があると思うんですよ。先ほどの虚偽の決裁ということで、本人が出したのはうその申請をしたということはあるんですが、なかなかその辺というのはやっぱり難しいんでしょうか。このぐらい優秀な皆さんいる中で、だからその辺が私は疑問でなりません。例えばそのときに、例えば課長がいて、課長これで出しますよと、そして画面もこうですよと、見てくださいと、これでいいですかというような形の、その上の上司の方がいればそれというのはクリアできて、これ違うぞという話で話一言でクリアできて、問題にならなかつたような事案だと私は思うんですが、その辺不思議でなりません。その辺もう一回説明してください。

あと、本人が病的な状況だったかというのは、今後多分刑事になったときに、そちらが弁護士つけるかどうかわからないんですけども、そのときに弁護士同士のやりとりがなされた場合に町のほうではあくまでも損害賠償の請求をするのか、そのときにやっぱりそのときかかわった課長とか、副町長も含めてそういう裁判の中に参加していかなければいけない状況だと思うんですよ。そこまでしてこの問題に対して争うのか。その若い青年のこれから的人生がここでまるっきりマイナスの部分になったということを考えればその辺も考慮に入れながら町のほうで取り組むべき今回の問題だと思うんですが、その辺、2回目です。どうでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、職員体制の部分ですけれども、この事件において4月1日時点においては課長もおりますし、それから調整監もおりますし、職員自体としては体制的には整っておりました。

それから、済みません、聞き漏らしてしまいましたが、決裁について誰が行うかというご質問あったと思うんですが、何の決裁でしょうか。（「申請書類の」の声あり）申請書類は課内で、課長専決で決裁をするという内容ですね。

メールの内容をこれを送っていいですかと課内で共有や確認をすればもちろん気づけたかと思いますけれども、それをしないで送ってしまったために上の人間はわかることができなかつたということあります。刑事というお言葉がありましたけれども、刑事につきましては、町として私的な着服とか横領でございませんので、そこは考えていないと、ただ民事上の責任においてはやはり住民の方々に大きな損害を与えましたので、これを徴収するための手続として弁護士に相談していると、そこから先の展開についてはまだ確定的なことは申し上げられるようなことにはなっておりません。ということあります。

○委員長（菅原辰雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 正対した答弁できるかどうかちょっと疑問なんですが、先ほど4ページの資料で4月27日に入ってきた額が補助金合計で6,761万6,000円とあります。これのいわゆる危機管理課、当時、調定伝票が全部で3枚に分かれておりまして、2カ所が屯所分、1カ所が消防ポンプ分、合わせて6,761万6,000円の調定伝票がまず来ておりました。これが3月の段階です。実際に入ってきた金額については、それと同額でございましたので、出納室としては何ら疑うことなくそのまま収納いたしました。ただ、その後、本事案が発生してから、いずれ返還手続はとる必要があるというふうに思いましたけれども、簡単にとり済ませる事案ではございませんので、いずれ当該所管課においては県の消防課のほうに報告もしながらその取り扱いについて相談していたと思いますけれども、そういうしているうちに既に5月31日を迎えることになりましたので、必然的にそのまま収納といたしまして、29年度決算としては締めたということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今の出納室の役割というのは、やっぱり限界があって、危機管理課、消防関係のお金も出し入れをしているだけではないので、その辺の意味は、内容は理解ができます。しかししながら、どこかでチェック体制が私はやっぱりしていけばこんなに大ごとにならずに済んだのかなと感じを持っています。

あと、総務課長ばっかり責めるわけではないんですけども、危機管理課のそのとき課長はいたと、そして課長補佐もいたと、そしてこの主事がいたと、そしてこの主事が全部の地の利があって、地元に密着している人で、調整監と課長というような説明していましたけれども、そのときの村田課長を言うんですか。誰を言うんですか、課長がいたというのは。誰なんですか。課長って、そのとき課長がいたと。そして、その後で調整監というような名前出ていますけれども、今村田課長が調整監になったということではないんですか。そこでいいです。（「佐藤修一です」の声あり）まあ、いいんですけどもね、誰がなってもいいんですけども、そのときに私は結局病気で、結局いなかつたと、その後すぐ補充して、その別の課長がなつたということですかね。そして、危機管理課の担当に詳しくない人が急に来て、年度末のこの多忙時にその人の役目というのは果たしてできるでしょうか。だからそれも行政の佐藤仁町長の行政管理、ガバナンスの危機管理の悪さが私はそこに出ていると思うんです。それに対して、いろいろなことを言いますけれども、ただその辺がこれまでの問題の中に不備が私はいっぱいあつたと思います。だから、そのときにやっぱり上司たる者、2つ、3つのチェック体制を整えて、こういった問題になる前に、町民の税金を使う前に対策を講じていればというような形、思います。これまで震災後に1つ、2つではないと思うんですよ。それこそ税金とか土地とか、あと給食センターの職員が亡くなつたことに関しても家庭の問題だというような形の調査もしないで、それっていうのは、やっぱりどこかにこういった問題を引き起こす土壤が南三陸町の役場の体制の中に私はあると思うんですが、その辺を町長にお聞きしたいと思います。

一日も早く、南三陸町の汚点として今後もこれを続けていくことが町のマイナスになると思います。ラムサール条約が世界的な湿地として南三陸町が広められている中で、メディアはこういったことはもう喜んで報道します。そして、町民の方から言われたんですが、河北新報には少ししか載っていないけれども、朝日新聞には大々的に載っていたというね、この問題に関してがありました。私はある程度地元紙なので遠慮して記事を書いているのかなと、しかしながら、栗駒で起こった贈収賄、あれと同等の重いものが私はここにあると思います。その職員ではなくて、町の行政の体質的な問題が私はあると思います。だからそういったことを真剣に考えていかないとまた今度何か起つたら職員が起こしたことだと、そういう形でもう行政は逃げることはもうできないんですよ。これまでの問題、いろいろなことが発覚して、だから佐藤仁町長の身の上にも私は影響があるのではないかなど、私はそこまで考えています。やっぱりここまで真摯に捉えているなら、やっぱりこういうことが起こらないようにいろいろなことを講じていくのがやっぱり首長の責任だと思います。そして、問題があると職員を集め

て、そこにこれからこんなことあったからこんなことないようにと言われたって、いつもと同じような音量しか職員には私は伝わっていないと思います。それをもっと厳しく、やっぱり職員の規則的な面で私も前に町長に指摘したらばそんなことはないと、弁護士がいるから弁護士に入つてもらうぞと、そういった威圧的な私は意見も聞きました。だから、そういった中で、総務課長にも聞いたらば、当人はそんなことはないと、だからこの辺でもやっぱり職員に身勝手な人間が私はいると思います。やっぱりこの辺の秩序とか、ルールをしっかり正していかないとまだまだいろんな問題が起こります。

そして、先ほどの続きですけれども、町長がとりあえず今度同等の問題が発覚した場合、どんなふうなことを考えていますか。この辺最後にお聞きします。

○委員長（菅原辰雄君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何か取りとめのないご質問でございまして、何とお答えすればいいかも戸惑いながらもちょっと答弁に立たせていただきますが、基本的に特別委員会で今議員の皆さん方が議論しなければいけないのは、起因がどこにあってということだというふうに思っております。そういう中で我々はご質問にあった部分については、真摯に丁寧にお答えをさせていただいているというところでございます。

どうも千葉委員のお話をお聞きしますと、起因なさった方とどういうご関係かわかりませんが、非常に擁護しているようなご意見に私承っております。決してそういうことではなくて、誰がいい悪いということではなくて、この問題をどう特別委員会の中でしっかりとこれを解き明かしていくのかということが、この委員会の役割だというふうに思っております。今、非常に個人攻撃のようなお話を随分されておりますが、そういうことではないんだと私は思っております。ですから、我々とすれば大変事務的な話になろうかと思いますが、淡々と我々は事実関係を委員の皆さん方に丁寧にご説明をさせていただいているということでございますので、それ以上もそれ以下でもないというふうに思っておりますので、これ以上の答弁は控えさせていただきたい。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 私が1人の職員を守るんじやなくて、南三陸町の役場職員の全体を守っていきたい、今後も何か起こらないように守っていきたいという気持ちなんですよ。やっぱり町長には私の気持ちが伝わらないようで、一個人とか、そういったことで私は質問しているわけではないんです。とりあえず町の職員の人たちに言いたいのは、皆さんしっかり頑張って、震災後大変だけど頑張ってくださいと、しかしながら、仕事に関しては自分に厳しくやってください

と、そういうことだけです。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1番です。お願ひします。

ちょっと熱い議論の後にちょっと素朴な質問、確認をするのはちょっと気が引けているんですが、経緯は大体わかりました。それで、私はやっぱりここから先の事業の進捗がやっぱり個人的には不安視されているなと思って、一応確認したいんですけども、どうしてもこの拠点事業が進むのに支障になっているのは、やっぱり消防団の再編成がネックになっているのかなと、私も消防団に属していたことがあるので、この再編成の話は2年ぐらい前から多分行われてはいるんですね。2年前といつてもその当時はみんな住宅再建がまだなっていない状況で、ぶっちゃけ絵そらごとみたいな状況であったので話は進まなかつた。ただ、ここ2年、この春先あたりで大体大まかな班が5月ぐらいか、6月ぐらいでしたよね。なってきた時点で残り何地区、何団あたりがまだ話というか、決まっていないのか、ちょっとここ明確にもしわかれれば教えていただきたいんですね。その班編成に対して危機管理を担う総務課が、皆さんの意向を酌んで地域性を考慮してとおっしゃっていますけれども、どれくらいかかわるのかというか、かかわれるのかというか、かかわっていくべきなのか、その辺を総務課としてどの辺の位置づけでお考えなのかという、その2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 組織のお尋ねですので、ちょっと詳細までの資料はないですが、私の中では一旦この時点での再編というのがおおむね一旦切って完成させたというようなことに町としては考えているのかなと、ただ、それぞれの班ごとの事情はまださらにはありますので、段階的にはまた形を変えていくんだろうなと思いますけれども、話し合いとして一応ここまでに形を決めてくださいと言って出た答えでは町全体が今固まっている状態というふうに認識しております。済みませんが、数は今ちょっと手元にありませんが。

それから、そうですね、そこも行政と消防団とのかかわりというのも今の消防団の団員の方々も少し話し合いながら関係性を構築していくこうとしている部分ありますけれども、いずれ町とすれば非常備消防として常備消防の消防署を補うための非常備消防というのは、地域地域にぜひとも必要なものだと思っておりますので、町長が消防団の団長を任命し、団長がそれぞれの地域の副団長以下を指揮するような組織体制の中で動かすということになっておりますので、その方々をしっかりと活動しやすいように事務局ないしは活動をしっかりと支えていくための業務を町が行っていくということかなと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 大体わかりました。極力、班編成のほうは大まか終わっているとのことなので、あとは本当にちょっと若干難しいところを今調整しているということでしたよね。

先日、総合防災訓練、私もちよつといろいろ見させていただいたんですけども、やっぱり消防団、町民の生命と財産をね、震災前も震災後もこの間の訓練見させていただいたときにやっぱりたくさんとか、安心感とか、やっぱり消防団の皆さんのがんばりみたいなのを感じられました。やっぱり町民の皆さんも安心して安全に暮らしていきたいというところにかかるところの拠点の早期復興というのは、望まれるところだと思いますので、そこに尽力していただければ、早ければ早いほどいいなと私も個人的には思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですかけれども、資料5ページの一番上の段なんですかけれども、この一番最後、町単支出と損害の検討額の違いというか、どういった感じで違ったのか、その差額分を伺いたいと思うのが第1点。

あと、第2点目なんですかけれども、補助金返還した分の補助金なんですかけれども、もし今後つくったり、つくっている部分の補助金というのは新たに申請して認められて、その分もらえるのかどうか。その2点伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、影響額とそれから町単支出額というところの金額の違いですが、影響額というのはいわゆる損害としての検討している部分でありますて、本来国から受けられるであろう部分で、受けることができなくなった部分という、いわゆる弁護士の言葉で言えば消極的な損害という部分であります。こちらの町単費のほうはいわゆる建物自体を建てるための費用としてかかる部分で、それ自体は物としてございますので、損害としての考え方ではありませんで、あくまで国から入ってくるだろうものが入らなくなつた部分を損害という捉え方をすると2,260万だということでございます。

それと、もう一つのご質問は。（「今つくっている建物」の声あり）今つくっている部分には影響はありません。繰り越す、ないしは一旦中止したものについては新たに申請をして、補助金をもらうことになりますので、影響はございません。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 それで、町でつくった分の金額、2,800万というんですが、先ほど隣の委員ご質問したように、表の一番最初のほうの申請事業費という、それが全部単一で補助金額も3分の2、同じなんですかけれども、ここでこの2,200万申請額を上回った支出というのは、これはどういう状況なのか。この資料から見ると、いろいろ少しあはわかるんですけれども、例えば建設場所を事実は津の宮になっていて、報告の建設場所は藤浜なんですよね。その辺のかかわりというか、事業費がふえたという。地元の人に若干聞いたら何か2つくる部分を1つに、この事業を進めている間にしたのではないかと、そういう話もありますので、そのところもう少し詳しく伺いたいんですけども、先ほどの委員からも消防のこの班割り等のいろいろ再編についても大分懸念の質問がありましたので、その辺、どのような形で今回進んだのか伺いたいと思います。

あと、補助金の返還した分に関してなんですかけれども、今建てていたり、これからする部分に関してはまた同じように補助金がもらえるということなので、そのところはわかりました。

あと、最後というか、伺いたいのは、返還した加算金140万はそのまま実質的な損害なんでしょうけれども、今回全部含めてどれくらいの実質的な損害が発生したのか、今の時点でわかるようでしたら伺いたいんですけども。実質的なと申しますと、例えば今回の補助金返還してもまたもらえるというのでしたら、それは損害にならないでしょうから、それをもらえる部分をもらわないで、町單で建てた分とか、そういった部分に関していろいろ含みがあるんでしょうねけれども、その部分に関して伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ちょっとお待ちください。今野委員のほかにまだ質疑ございますか。

では、済みません。ここで昼食のための休憩といたします。

再開は午後1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時07分 再開

○委員長（菅原辰雄君） では、おそろいであります。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長の答弁を求めます。なお、資料に誤りがあったことで差しかえの要求がありましたので、これを許可しております。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 申しわけありません。初めに提出させて、お配りの資料なんですかけれども、午前中お配りした資料の中で一部誤りがあったことに気づきました。大変申しわけあ

りませんが、資料の差しかえをさせていただきたいと思います。間違っていた箇所が5ページの右下のほうなんですけれども、町単費支出額の合計欄、一番下の合計欄が「141,790,400」となっておりましたが、正しくは「87,700,000」とアンダーラインを引いた箇所がその修正箇所になりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、引き続き今野委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思いますけれども、アの欄にあります戸倉の津の宮地区と藤浜地区の部分について、藤浜地区となっているけれどもこれはというご質問でした。これは、津の宮地区と藤浜地区それぞれにあった施設が被災をしたわけなんですけれども、地域の話し合いの中で新たな施設は1カ所に合築をしましょうということでのご提案がありまして、藤浜地区に合築をしたものでございます。その関係で（「津の宮地区」の声あり）反対か、失礼しました。津の宮地区のほうに建設をしたものでございます。訂正させていただきます。その上で金額のほうが申請額を上回った金額になっているというようなことでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 2番、補助金はもらえるのかとか。

○総務課長（高橋一清君） 実質的な影響額と言いましたね。

失礼しました。実質的な影響額というご質問がございました。数字がひとり歩きしてしまいますと、ちょっと心配なんですが、こちらがいわゆる損害と考えているものが現実的に相手方に請求できるものかどうかというところはまた別の話になるということは先ほど民法を絡めた弁護士のお話で申し上げましたが、そういったことから考え方は少し慎重に受けとめていただきたいところなんですけれども、こちらとしてもうたうと考える損害額については、いわゆる法的に言うと消極的な損害というふうに言われているということは先ほど申し上げました。そういう意味で、町がいわゆる町の財布から出してつくったものに対する損害ではなくて、その後得られる可能性が高い部分について損害と考えるという部分で消極的ということになりますが、そういう考え方で捉えますと、一番右下の7,570万ほどの数字と、いわゆる返還にかかった加算金がいわゆる消極的損害というような区分になるだろうということになります。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、課長より答弁あったんですけれども、お聞きしたかったのは津の宮と藤浜のあれが一体になって今回整備になったと言うんですけども、これは申請前にそういった話はなかったのか。もしもあるんだったら、例えば町単支出の申請額よりも上の部分、それも含めて損害額になったんじゃないかと、これは課長の答弁からいうと、積極的な損害になるのかど

うかわからないんですけれども、これ申請途中で藤浜と津の宮と一緒に整備するという、そういう変更手続がなされればそうでなかつたのかと思うんですけれども、その件に関してもう一度伺いたいと思います。

あと、実質的な損害なんですけれども、これは私先ほども資料見ていて、訂正する前のあれだったんですけども、訂正する前の1億4,000万見ていて、その差額分が変だと思ったらこういうことだったので、少しあはわかつたんですけども、それで、払った分の返還の加算金と影響額7,500万という、そういう答弁あったんですが、実際もし先ほど課長も答弁あったように損害賠償となるとこういった金額のほかに細かく言えば弁護士費用等も入るんでしょうけれども、それで、これは仮定なんでしょうけれども損害賠償になった場合に相手先と、そのほかに例えば先ほど会計管理者も言ったように県からの何か入金のあれも来たということで、そういった絡みからもすると、間違ったあれに振り込んだ、もしかすると町の責任、それを確認すると県の責任等も出るのではないかと思うんですけども、そういったところに関してどのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、合築に係る補助金の取り扱いですが、これは正直なところ申請をしっかりと手続をとれば可能だった可能性はあり得ると思います。ただ、こればかりはやっぱり申請行為はやってみないと県のほうでの考え方とか、さまざまな要件入りますので、直接的に今ここでやればどうだったかという結果は出し切れませんが、申請自体はできないことはないんじゃないかなというふうに、私の立場から言わせれば考えられるのではないかと思います。

それから、最終的に県というお話をありましたけれども、初めから説明してきているお話を総合的に勘案して、担当の人間がしっかりと当たり前のことを当たり前に手続るべきことが大前提ですので、それを偽ったことによって起きている影響ということはもう否定する余地はありませんので、考え方としてはあくまで町の中でとるべき措置に対しての責任と考えております。したがって、数字の上では申し上げてきたものは変わりないだろうというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 屯所に関しては、結果として合築という形になったんですよね。ということは、先ほど町長答弁あったように、袖浜みたいにスムーズにというか、すんなりなった建物ではなかつたのではないかと思うんですけども、そういった意味合いも兼ねて仕事の大変さと

いうか、うかがえるんですが、そのところはどうだったのか伺いたいと思います。

あと、賠償に関してなんですかけれども、担当の責任という課長の答弁あったんですが、ですから、町の中での事案だということですかけれども、果たしてそこで済むのかどうか、そのところ改めて確認させていただきたいと思います。県のほうまで事が進んでいくと、県もめくらではないんでしょうかけれども、ただ補助金を出したという、そういう責任というか、そこももしかすると、下手すると県よりも、県もあれですかけれども、その上の復興庁まで影響が及ぶのではないかと、そういう懸念があるものですから、もしなければいいんですけれども、想定の質問で申しわけないんですがお願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、場所の選定において複数の被災した施設を1つにするようなケースというのは、まずそれぞれの地区ごとのものを災害復旧、原形復旧で相談を始めるんですけれども、やっぱり被災した後の班の状況を考えますと、別々につくることが必ずしもこの後いいわけじゃないよねと、あるいは班を1つにしたほうが今後の活動に有効だよねとなれば班を1つにしてエリアを広げて見ていくというような判断をするケースもございます。この場所もそういった話し合いの結果ベストな形として合築を選んだということになります。

それから、ご質問の中での県の責任という部分については、町の立場とすればそこにどうのという以前に自分の問題としてどうなのかということですので、我々が考えを及ぼす範囲ではないということだと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 それでは、責任のほうはわかりましたので、今後あれすると思います。

そこで、事例と余り関係あるかどうかあれなんですかけれども、今後施設を復旧する上で合築というか、合築でしたっけ、一緒に合わせるようなときはもっと申請する前にそういう協議ができなかったのか、そういうところにも一つの大きなポイントがあるんだと思います。再三、コミュニティーの再生、この時期になってうたわれてきていますけれども、そういったことから初め、大切なことだと思うので、今後そういった見通しで検討できるのかどうかだけ伺って終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 補助金制度有効に使うために事前に協議ということは、これからはしっかりと行ってまいりたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

2点ほどお伺いいたします。先ほど聞き忘れて漏れたものがありました。

まず、1点目なんですかけれども、こういう建物をしますと、実績竣工検査というものがあるわけですかけれども、それはいつやったのか、予定に入っていたのか、また監査委員さんもいるわけですよね。監査委員のほうも竣工検査というのはあるはずです。それを怠ったのか、どうだったのか1点目お伺いします。

それから、今、これ渡されました間違いだと、先ほどから間違いのないようにと言っている傍らこういうものが出てきました。ということは、今後また起こり得ると考えられます。そうした場合、先ほどの町長の答弁で今の若い人たちは入ってくるのにはコミュニティーができる人たちもいるということを伺いました。（「コミュニケーション」の声あり）できない人も採用されているから難しいと、一方的にこっちからコミュニケーションとろうとろうと言つて相手があるからできないんだというようなことを町長がご答弁されました。では、みんなそれは入ってくる人たちは十人十色で、さまざまな人たちが入ってきます。そしたらば、そのとき採用するに当たって何を基準として、一次試験はもちろん点数ですからわかります。二次試験は面接なので、今後の職員採用するに当たってお一人お一人、人事担当課長、副町長、町長は人事に、面接に携わる方です。その3人の方のこれから対応ですね。どういうところをポイントとして採用していくのか。そしてまた、人生の半分を職場で40年も過ごすわけですよ。この職場というものは大事なものです。そうすると、1年生で入ってきて、それがずっとでなくて、職場で人間性が研ぎ澄まされていくわけだと私は思っております。仲間、上司、仕事、それらから教えられ、そして尊かれて人間性ができる仕事というものが充実した仕事をしていくものだと思っています。私ごとを言うようですが、17年に合併されまして、そのとき志津川の人たちの職員の病気で休んでいる人たちびっくりしました。多くて。いまだにそれを引きずっているようですが、やはり一口に言うと、コミュニケーションがずっとそれからできていないのかなというような感がしてなりません。そうすると、このコミュニケーション能力、職場環境というのは非常に大事なことだと思うんです。物の考え方ということ、仕事の流れ、だから同じところにずっと置かないで若いうちは2年、3年で異動している仕事を覚えるということも大事であろうと思うんです。ですから、2点目に今後採用試験においてこれを教訓とするならば、どういう考え方で面接の採用試験に臨んでいくのかお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 竣工検査についてお答えいたします。

竣工検査については、各担当課のほうで工事を行って、完成しましたこの建物について検査をしてくださいということで依頼があったものを検査するというのが竣工検査です。竣工検査をする側としては担当課から実際に建物が建ったので見てくださいとして来たのが、津の宮、袖浜、田の浦、伊里前、この部分について検査を行っております。それ以外のものについては申し出を受けておりませんので、竣工検査する側としては実施できないものであります。

採用に関して人事を担当する側としてお答えさせていただければ、おっしゃるとおり非常にこういう事案が出るたびに採用時点での人選には非常に神経を使っているところであります。昨今の受験生の傾向として受験上手であります。専門学校で受け答えに関して非常に訓練されて受験してきておりますので、採用試験のその場だけを言うと非常に上手な受け答えをするという傾向があります。ですけれども、やっぱりおっしゃるとおり、実際の現場で耐え得る人を選択するということが非常に重要ですので、そういう意味ではそういう訓練してきたものをさらに見抜いて人を選んでいくという工夫の中ではこれまでの人生経験、経験の部分での学び、そういうものを事例に挙げて答えてもらう。それは偽れないような経験、当然経験だけはごまかしようがありませんので、そういうことでしっかりと苦労を積んできたり、あるいは人に対しての配慮ができる人ということでの努力をしての採用面接を行っているところであります。

○委員長（菅原辰雄君） 事務局長。

○事務局長（三浦 浩君） 監査の委員の立場から、私のほうからお答えしますが、全ての工事に関して監査をするといったことにはなってございません。随時監査において複数の工事関係の書類の中から何事業かを抜粋いたしまして、その監査をやりますので、全ての工事について全て監査をするということは実質的に不可能だということでございますので、そこはご理解していただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 では、実績報告が上がっていながらしないところがあったと、ここでは虚偽であっても実績報告が出ていますけれども、それは（「それは関係ないです、竣工検査と」の声あり）担当課から上がってきたものばかりをやったという、それは実績報告に基づいて担当課がやったということに解してよろしいでしょうか。そこまで虚偽のものは実績があったけれどもやらなかつたという解釈になるわけですよね。それには当然写真添付とか、ついていない、しない、それも虚偽、実績報告につけなかつたということなんですか。それも県もそれを認め

た県もちょっと疑問があるわけですけれども。なぜ県でそれを認めたのかという今度は問題も発生してくるわけですけれども、その辺は県ではどのような回答をしているんでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長、わかりやすく説明お願ひします。

○総務課長（高橋一清君） 最初の分はいいですね。もう物がないので、検査のしようがない、それは検査側には来ないので、検査のしようがないということです。実績報告だけを言えば、写真も何ももちろん添付できないわけです。つくっていなければから。だけれども、県とのやりとりの中でこちらはできていますという申告を本人がしているわけです。電話とかメールの中で、ただ、整備の書類をつくるのに、整備した実績報告をつくるのに時間がかかるのでという話を向こうにしたときに県のほうでそれならばできましたということだけ報告をしてくれと、その後の添付書類は後でいいからということなんだと思うんですけども、そういった配慮の中で事が進んだということあります。結果的に後追いで書類が出てくるものだということを町のほうで約束していますので、県はそれで復興事業ということもあって事が進んでしまったということあります。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 県は町を信頼してそういうふうに電話ごときで済ませたということになるんですね。いかにこの仕事がそれだけ大きな仕事だったのを県が信頼して町のやることだから間違いはないだろうという判断をしたんだと思うんです。県のほうもね。だから、それを今度はこういうことになりました。県に対しても申しわけないですよね。本当に。

そうすると、やはり大きな事案なので一人一人が気を引き締めても、締めても、締めても足りないぐらいのことなんです。ですから、今後の採用にしてもそれなりに考えてもらわなければならないし、今いる人たちがどのようにこれを事故が再発防止につながるか、やはり仲間意識を持って仕事に一つの目標に向かって進んでいくという心を開くことが課内、全職員に言えることなんですけれどもね、心開いて同じ目的に町民のためということで、町民に寄り添った仕事をやっていくかということが重大なことだと思うんです。ですから。

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員、簡明にお願いします。

○及川幸子委員 はい。以上、終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 せっかくですので簡明に行いたいと思います。確認させていただきたいと思います。

先ほども説明の中で本人に病的なものがあって治療中だと、こういうありましたが、デリケ

一トな問題かなとは思いますが、どういう状態なのか、言えないの、それは。（「言えないという」の声）言えない。では、これはいつごろからあったんですか。いつごろからこういう状態だったんですか。わからないんですか。これ大事なことなんですよね。いつごろからこういう状態だったのかという、上司責任とっているわけですから、あるいは任命にもかかわることになってしまいますからね。大変なことなんですよ。わからないで済ませたいなとは思う気持ちはわかりますがね、やっぱりこれ何らか後ではつきりさせないと後々面倒なことになりませんからね。

それから、今後の事業の進捗は全く心配ないと、いいんですね、全く心配ない、予定どおりやれると。

それから、上司の懲戒処分、戒告ということあります。2名ね。戒告の内容はどんなものなのか。その辺。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほどの私の説明も注意深くと思ってお話ししたつもりなんですが、その疾病が直接原因していると特定はできません。ただ、健康状態に、その後に健康状態、治療が必要になるといいますか、そういったことがあったりしているので、どういった要因かはわかりませんけれども、それも一つとして考えるならばというあくまで想像の話でありますので、よろしくお願ひします。病気に関してはもちろん詳細、プライバシーにかかわりますので、申し上げられませんので。

あと、それから、予定どおりかというお話に関して言えば、今回のいわゆる国や県にご迷惑をかけてしまったことによっての影響が予定どおり進まなくさせるのではないかというご心配部分について、予定どおりです。心配ありませんというお答えです。もちろん土地の問題ですので、いずれ完成させるために。それは補助金の問題とは別個に課題は一つ一つ解決していくかなければなりませんので、それは努力してまいります。したがって、予定どおりとお答えをさせていただきました。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明広君） いわゆる懲戒処分でございますが、ちなみに懲戒処分の重い軽いというのは一番重いのはいわゆる免職ですね、やめていただくと、次が停職です。その下に減給がございます。その下が戒告ということになります。今回、上司のお二人については戒告ということになっておりますので、いわゆる管理監督の不行き届きということでございます。当該職員の管理監督の不行き届きということでございます。

○委員長（菅原辰雄君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　病的なものについてはこれ以上は申しませんが、ただ、この場で想定ですなんていうことは言わないほうがいいんじゃないのかな。はっきり答えられるものは説明したほうがいいし、予想とか想像というのは余り言わないほうがよろしいかなと思います。

それから、戒告、戒告の中で昇任、昇給は絡みませんか。影響は。ないんですか。

○委員長（菅原辰雄君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　今後は慎重にお答えさせていただきたいと思います。

余りにも見えないということがこれまで指摘されてきていましたので、その要因の一つとしてご理解いただく上でと思ったものですから、大変失礼いたしました。

それから、戒告の給与面への影響と、影響といいますか、部分はあり得るというふうにお答えしておきたいと思います。人事評価ですので、当然、それからボーナスでの手当への一定の評価という部分でも出てまいりと思っております。

○委員長（菅原辰雄君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　すると、それは含んでいると考えていいんだね。今回の懲戒処分の中に含んでいると、いいんですね。終わります。

○委員長（菅原辰雄君）　ほかに質疑はありますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に本日の当局からの説明、質疑に対する答弁を踏まえ、さらに調査すべき事項について委員のご意見を伺います。今後調査すべき事項について、ご意見がありましたらお願いいいたします。今後の進め方について。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　わからない不明な部分があるんですけどもね、執行サイドでその部分をさらに追及していくのか、いかないのかですね。それによってまた委員会での調査も変わってくるんじゃないかなと思うのですが、いかがですか。

○委員長（菅原辰雄君）　今、高橋兼次委員からありましたように、これからいろいろなことで裁判になるかどうかわからないけれども、そういう司法の判断を仰ぐ事態が出てくると思うので、ではその推移を見守ってということでよろしいでしょうか。高橋委員、今のあればね。今、そういう意見。ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員　私はアンケート、職員に対してアンケートも必要かなと思われますけれども。

○委員長（菅原辰雄君）　その辺の趣旨は。どういう目的で、何で、これ特別委員会でのアンケートということですか。

○及川幸子委員　そうです。

○委員長（菅原辰雄君） 特別委員会として目的としては何を目的としますか。説明お願ひします。

○及川幸子委員 職員がどういうことで、今後こういう……、この課だけではなくて、職員全体にこのことが波及していくと思うんです。病んでいる人たちがもつといいるのかなと、仕事に対する不安とか、そういうこともあるのかなと思うんです。そうした場合、職員のアンケートというのも必要ではないのかなと思われますので、お願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） 今、及川委員のほうから職員へのアンケートということでございましたけれども、この特別委員会でそういうアンケートが必要だと思いますか。これはとるのであれば執行部のほうが職員に対するいろいろな意味でやるべき事項ではないかと私は考えますけれども、皆さんいかがでしょうか。（「そのとおり」の声あり）ということで、アンケートをとることについては取り上げないでいきたいと思います。

そのほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、それでは、今度の委員会としては先ほど高橋委員が言ったように、今後の推移を見守って、その状況に応じて随時開催すると、これ何も進展がない、このままだったら、それは開かない。先ほど当該委員よりこの特別委員会開催しなかったということでありましたけれども、事態が何も変わらない、大きな変化がない、何もないということであればこれは事態が動くまで本委員会は開催しないで事態を見守っていくということにいたしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議は先ほど言いましたように取り進めていくことといたします。

その他、委員から特別委員会についてご意見があれば伺いたいと思います。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、以上で消防防災施設災害復旧事業等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時43分 閉会